J-マイレージポイントプレゼント利用規定

「J-マイレージポイントプレゼント」（以下「本プレゼント」といいます）とは、じゅうろくポイントサービス「J-Pointスタイル」利用規定に基づき提供する特典として、本規定に基づき所定のポイントを毎月加算し、このポイントを当行もしくは当行のポイント交換提携企業の提供する所定の商品・サービスまたはポイント交換提携企業の提供する他のポイントサービスのポイントに交換することができるサービスです。

1.ポイント

⑴毎月末日を基準として、じゅうろくポイントサービス「J-Pointスタイル」のステージに応じ、翌々月の1日にポイントを加算します。
⑵じゅうろくポイントサービス「J-Pointスタイル」のステージに基づき加算するポイント数は、当行ホームページ、店頭等にてお知らせします。
⑶ポイントの加算は、じゅうろくポイントサービス「J-Pointスタイル」のサービス申込店におけるステージに基づき行います。なお、サービス申込店以外の取引はポイントの加算対象となりません。
⑷その他、お客さまの取引内容等に応じ、当行所定の換算基準、換算周期でポイントを加算することがあります。

2.特典内容

⑴本プレゼントでは、当行もしくは当行のポイント交換提携企業の提供する所定の商品・サービスまたはポイント交換提携企業の提供する他のポイントサービスのポイントに交換することができます。（ポイント交換提携企業の提供する他のポイントサービスのポイントを本プレゼントのポイントに交換することはできません。）
⑵ポイントの交換は、当行所定の本人確認を実施したうえで、インターネット・郵送・その他当行所定の方法により受付します。
⑶ポイントの交換を取り消すことはできません。
⑷ポイント交換提携企業毎のポイント交換比率等の諸条件は、当行ホームページ、店頭等にてお知らせします。
⑸ポイント交換提携企業の提供する他のポイントサービスとのポイント交換を行うためには、当該企業の提供するポイントサービス等へ事前にお申込みいただくことが必要となります。

3.ポイントの有効期限

⑴毎年4月1日から翌年3月末日までをポイント加算期間とし、期間中に加算されたポイントの有効期限は、当該ポイント加算期間の末日から2年後に到来する3月末日までとします。
⑵有効期限までに交換されなかったポイントは失効するものとします。

4.届出事項・通知等

⑴お客さまのお名前やご住所等届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の変更手続きが行われていない場合は、本プレゼントを受けられないことがあります。
⑵お客さまの都合により当行からの連絡を不要とされている場合は、本プレゼントを受けられないことがあります。
⑶お客さまより届出のあったご住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。なお、この取扱いにより生じた損害について当行は一切責任を負いません。

5.個人情報の取扱い

⑴お客さまの個人情報は、当行が別途公表する「個人情報の利用目的について」に従い、お取扱いいたします。
⑵ポイント交換提携企業の提供する他のポイントサービスとのポイント交換に際し、ポイント交換提携企業における会員情報確認を目的として、ポイント交換提携企業に対して以下の個人情報を提供することがあります。
提供する情報の項目：ポイント交換提携企業のお客さま番号等、お名前、生年月日、性別、住所、電話番号、ｅメールアドレス等

6.サービス開始時期

⑴本プレゼントは、お客さまのじゅうろくポイントサービス「J-Pointスタイル」のお申込みに基づいてサービスを開始いたします。
⑵ポイント残高を照会する場合や、ポイントを当行もしくはポイント交換提携企業の提供する所定の商品・サービスまたはポイント交換提携企業の提供する他のポイントサービスのポイントに交換する場合には、当行より別途通知するIDとパスワードが必要になります。

7.サービス内容および規定の変更

⑴本プレゼントのサービス内容およびポイント換算基準等は当行の都合により、事前の通知なく変更することがあり、当行ホームページ、店頭等でお知らせします（個別に通知することは行いません）。
⑵本規定の各条項は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
⑶前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

8.サービスの解約・利用停止・終了

⑴本プレゼントは、お客さまがじゅうろくポイントサービス「J-Pointスタイル」またはじゅうろくポイントサービス「J-Pointスタイル」のサービス申込店における全ての取引を解約した場合は当然に解約されたものとします。
⑵前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当した場合は、事前に通知することなく、当行は本プレゼントの利用を停止することができます。
①当行所定の規定・規約等に違反したとき。
②その他相当の事由があると当行が判断したとき。
⑶法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化等により、当行は本プレゼントを終了することがあります。この場合、当行ホームページ、店頭等にてお知らせします。（個別に通知することは行いません。）
⑷前三項により本プレゼントが解約、利用停止または終了となった場合、ポイントは失効し、ポイント交換することはできません。

9.本支店間のポイントの引継ぎ

⑴支店等の廃止、統合等、当行の都合でお客さまの取引店を変更する場合は、変更後の取引店へサービス、ポイントを原則引き継ぎます。
⑵お客さまの都合で取引店を変更される場合、サービス、ポイントは引き継ぎません。変更後の取引店で新たにじゅうろくポイントサービス「J-Pointスタイル」のお申込みが必要です。なお、変更前の取引店のポイントは失効します。
⑶他銀行等との支店譲渡、譲受の場合はサービス内容を引き継ぎません。

10.譲渡・質入等の禁止

本規定に基づく本プレゼント上の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。

11.免責事項

⑴本プレゼントの実施にあたり、当行が当行所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで、お客さま本人とみなして取り扱った場合には、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
⑵災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、ポイントの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
⑶お客さまが希望するポイントを当行が提供できない場合、当行および当行のポイント交換提携企業はそれに対しいかなる責任も負わないものとします。
⑷ポイントに関して、お客さまの苦情およびお客さまの被った損害に対し、当行および当行のポイント交換提携企業はいかなる責任も負わないものとします。

12.準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本プレゼントに関する訴訟については、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以　上

2020年4月1日現在